

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
 税理士・行政書士
小川 富也
 〒796-0068
 八幡浜市浜之町180番地
 TEL 0894-24-3355
 FAX 0894-24-2882



令和4年地価公示、2年振り上昇 住宅地・商業地ともに回復傾向

国土交通省が発表した2022年1月1日時点の公示地価の全国全用途平均は、コロナ禍の影響で落ち込んだ前年から一転し、2年ぶりの上昇となった。三大都市圏はいずれも上昇したほか、地方圏も上昇した。新型コロナウイルスの影響が徐々に和らぐ中で、調査地点の半数が上昇・横ばいに転じるなど、全体的に回復傾向がみられた。

用途別では住宅地が0・5%上昇し、商業地は0・4%の上昇。いずれも2年ぶりにプラスとなった。住宅地は、都市部の上昇を受け、割安感のある周辺部にも上昇傾向が波及するなど、幅広い地域で地価が回復した。

商業地は駅に近い地域や幹線道路沿いを中心に回復。一方、訪日外国人客が多かった観光地は、厳しい入国制限のため地価の下落が続いた。

地域別では、東京、大阪、名古屋の3大都市圏の全用途平均が0・7%上昇し、地方圏は0・5%の上昇だった。

ただ、国交省は「全体的には」新型コロナウイルス禍前の水準まで回復していない」と説明している。

中小企業向けDX 「実践の手引き」作成

経済産業省は、中堅・中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に向けた「デジタルガバナンス・コード」実践の手引きを作成した。

「手引き」は、中堅・中小企業の経営者の参考となるよう、DXの推進に取り組む際に求められることについて、13社の事例を交えて解説した。また、これからAI導入にチャレンジする中小企業向けに、中小企業自身が自社の状況を踏まえて適切な導入方法を判断し、自社主導でAI導入を進められる状態になることを目的とした「中小企業向

けAI導入ガイドブック」も作成・公表した。

詳細は経済産業省HP
<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220408001/20220408001.html>

「健康経営」の評価結果 各社の取り組み内容を公表

経済産業省は、健康経営の推進度を測る「健康経営度調査」に回答した企業の評価結果をホームページ上で公開した。

同省が認定している「健康経営優良法人」を取得するために満たすべき評価項目と各社の達成状況のほか、残業時間の削減、ストレス対策、禁煙サポートなど、実際に社内で具体的に取組んだ施策の内容を掲載している。

評価結果の公表に同意した2000社のデータを公開し、取り組み事例を広く紹介するのが狙い。

詳細は経済産業省HP
<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315004/20220315004.html>



サブスクリプション

サブスクリプションとは、毎月、定額料金を支払って利用するコンテンツやサービス。商品を「所有」ではなく、一定期間「利用」するビジネスモデル。サブスクとも略される。契約期間中は定められた商品を自由に利用できるが期間がすぎれば利用できなくなるといったのが一般的。

コンピュターソフトの年間使用料や音楽配信サービスの定額利用料などに含まれる契約に広くとり入れられ始めた。近年は、自動車、洋服などのレンタル、飲食や化粧品などにもサブスクリプション型の採用が広がっている。

国内市場規模は2023年度に1兆1490億円となり、19年度の1・6倍に達するとみられる。



成人年齢が引き下げ 未成年者契約と民法改正 — 18歳で成人、企業の対応

本年4月1日の改正民法の施行に伴い、成人年齢が18歳に引き下げられました。信販（ローン）やクレジットカード契約などが親の同意なく契約ができるようになりましたが、若年層をめぐる消費者トラブルの増加が懸念されています。そこで今回は、成人年齢引き下げを踏まえた企業の対応などについて考えてみます。

成人年齢を引き下げられる民法改正法が本年4月1日に施行されました。

成人年齢の引下げ後は、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ずに契約を結ぶことができるようになり、また、未成年者であることを理由として結んだ契約を取り消すことができなくなりました。

●ポイント●

親の同意なしに18歳から消費者契約の締結が可能

(例) クレジットカードの作成、携帯電話の契約、一人暮らしの賃貸契約、ローンを組むなど
(対応) より丁寧に分かりやすい説明を

アルバイトなどの雇用関係
・保護者の同意は不要に

■未成年者契約の取消し権■

未成年者契約の取消し権とは、未成年者と取り交わした契約に対して法定代理人（親）の同意を得ていない場合に、その契約を取り消すことができる権利です。

民法改正前は、契約者が20歳未満である、法定代理人が同意していないなどの条件があれば、未成年者契約の取消し権によって契約を取り消すことができました。

未成年者契約の取消し権が認められると、契約者の支払い義務はなくなり、未成年者が支払っていた場合で返還請求があれば、応じなくてはいいけません。

上記のような未成年者を保護する未成年者契約の取消権は、民法改正

後は17歳以下に引き下げられました。

■契約前により詳しい説明を■

企業においては、新たに成人に達した若年者との間で契約を締結するに当たっては、より詳しい説明が必要となります。

成人年齢が引き下げられたとしても、18、19歳であれば、社会経験が少なく、いまだ判断能力が不十分のケースもあるなど、成人扱いすることが妥当とは言い難い側面があるとも言えます。

こうしたことを踏まえて、契約内容を的確に理解し、判断するために分かりやすい言葉と具体例を示すなど、必要な情報を十分提供し、慎重に対応するよう心がけましょう。

■18歳・19歳の雇用契約■

20歳未満の未成年をアルバイトとして採用する際、保護者の同意書を求める企業は少なくありません。これは、労働契約も「契約」の一種であり、民法上、未成年者が何かしらの契約を締結するためには親権者の同意が必要とされているからです。また、万が一労使トラブルが生じた際にも、未成年である労働者とのやり取りの中では保護者も交えた話し合いが必要となる場合もあるからです。こうしたケースをも想定し、あ

らかじめ労働契約の内容を保護者と共有し、同意を得ておく方が、やり取りがスムーズに進むと考えられます。今回、成人年齢の引き下げに伴い、18歳、19歳の学生アルバイトを雇い入れる際、「保護者の同意不要」とする企業も増えていきます。ただ、こうした企業では、親の同意がなく採用することになるので、より丁寧に勤務内容などについて説明し、雇用契約に向けた意思確認を慎重に行うとしています。

一方、法律上、親の同意を取得する必要がなくなったとしても、実際には親に対して経済的に依存しているケースが多いことに鑑み、18歳、19歳のアルバイト採用時には親の同意を取得する運用を行う企業もあるようです。

労働基準法上、労働条件に関わる保護規定は、「年少者（満18歳未満の者）」については設けられていますが、広く「未成年（満20歳未満の者）」を対象とするものは規定されていません。したがって、原則は労働基準法に則り、成人労働者と同様に扱うこととなり、改正民法の施行以降も、新たに成人となる労働者の働き方について、変更となる点はありませぬ。

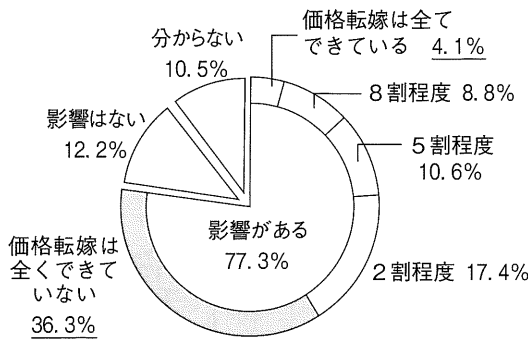


原材料価格の高騰 コスト増と価格転嫁

新型コロナウイルスの影響やロシアのウクライナ侵攻などにより、原材料価格やエネルギー価格が高騰しています。仕入れ価格の高騰によるコストの上昇を販売価格に転嫁しきれず、収益が圧迫されている中小企業も多いようです。そこで今回は、仕切れ価格の上昇と価格転嫁について考えてみます。

帝国データバンクは、中小企業を対象に原材料などの高騰の影響および価格転嫁についての実態調査を行いました。

原材料不足や高騰の影響と価格転嫁の状況



出典：帝国データバンク「原材料不足や高騰にともなう価格転嫁の実態調査」

それによると、自社の主な商品・サービスにおいて原材料の不足や高騰の影響について尋ねたところ、「影響がある」企業は77.3%にのぼりました。他方、「影響はない」とする企業は12.2%となっています。さらに、「影響がある」企業を細かくみていくと、4割程度は多少なりとも価格転嫁ができており一方で、「価格転嫁は全くできていない」企業は36.3%と3社に1社以上となっています。多少なりとも価格転嫁できている企業のうち、「価格転嫁は全てできている」は4.1%にとどまり、7割を超える企業で価格転嫁に課題を持つことが分かりました。また、「価格転嫁はあくまでも仕

入れ価格の値上げのみで、人件費など自社の経費の上乗せができる環境とはなっていない」といった声も聞かれました。

多くの企業からは「価格転嫁することは、下請けの立場からは不可能」、「仕事量が少ない中、どこも売り上げ確保のため安価な見積りを提出するため、価格転嫁をしたら顧客を失う可能性がある」などといった厳しい声もあがっています。

取引先との価格交渉

原材料など的高騰を製品価格に転嫁できずにいると、コスト上昇のしわ寄せを自社で抱え込むことになり、経営を圧迫することになります。

中小企業は発注者との力関係から値上げ交渉でつい下手に出がちです。単純な値上げ交渉では相手方が受け入れてくれないケースも多いかと思えます。しかし、契約内容と数字を冷静に分析し、準備したうえで交渉すれば、簡単ではありませんが、値上げも可能です。

原材料の価格が変動しているのに、原価計算、価格設定の基準を長年見直していない中小企業は多いと思えます。「とりあえず前と同じ値段で」と前例踏襲で取引を継続している企業は少なくないようです。

また、特定の会社に依存しているほど、価格交渉力は弱くなるので、既存取引先との交渉をしつつ、新規取引先の開拓や新規事業を考えることも必要といえます。

一方、明らかな原材料の値上げ分を価格に転嫁できず、理不尽な価格設定を取引先から要求される場合は、全国に設置されている「下請かけこみ寺」の相談窓口の活用も検討してみましょう。相談員による相談対応のほか、紛争解決に向けたアドバイスが受けられます。

公正取引委員会では、仕入れ価格などが上がったのに下請けとの値上げ協議に応じなかったり、納入価格の引き上げを求められても取り合わなかったりすれば、下請法違反の恐れがあるとして、現在、監視を強化しています。

原材料やエネルギー価格は、他国の需要動向、生産国の政治状況など、さまざまな原因で変動します。そのため、事業計画を立てる際に何%の変動であれば吸収できるのかを事前にシミュレーションしておくことも大切です。価格変動が起きることを前提とすることで、いざ価格変動が起きた際に冷静に対応することができます。



「賃上げ税制」などを盛り込んだ 令和4年度税制改正関連法が成立

3月22日、令和4年度税制改正関連法案が参院本会議で成立しました。本年度改正には、成長と分配の好循環の実現に向けた、いわゆる「賃上げ税制」をはじめ、コロナ禍の事業継続・成長を支援する措置、カーボンニュートラルの実現に向けた措置などが盛り込まれています。

賃上げ促進税制

従業員への分配に積極的な企業を後押しするため、賃上げ促進税制が抜本的に強化されました。

大企業等については、継続雇用者の給与総額を3%以上増加させた場合、給与増加額の15%の税額控除を行うとともに、人材投資等に積極的な企業に対しては税額控除率を上乗せし、最大30%を税額控除できるとなりました。

中小企業については、雇用者全体の給与総額を1.5%以上増加させた場合、給与増加額の15%の税額控除を行うとともに、人材投資等に積極的な企業に対しては税額控除率を上乗せし、最大40%を税額控除できる制度となりました。

商業地等の固定資産税

土地（商業地等）に係る固定資産税について、令和4年度に限り、地価が上昇した商業地の税額上昇分を半減し、税負担の増加を緩和する措置が講じられました。

事業承継税制

法人版事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限について、コロナ禍による事業承継への影響を考慮し、令和5年3月31日までとされていた提出期限が1年延長されました。

オープンイノベーション促進税制

大企業等からスタートアップ企業への出資に対して「所得控除25%」を措置するオープンイノベーション税制について、出資の対象会社に、研究開発比率が一定以上の要件を満たす場合は設立15年未満の企業も対象とする拡充が行われました。

住宅ローン控除制度

住宅ローン控除の適用期限を令和7年末まで4年延長するとともに、カーボンニュートラルの実現の観点から、省エネ性能等の高い認定住宅について、借入限度額の上乗せを行う等の措置が講じられました。

5月の税務と労務

一 税 務

- ★特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月16日
- ★個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2)通知期限…5月31日
- ★自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★鉱区税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
- ★3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…5月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…5月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税・地方消費税〉 申告期限…5月31日
- ★9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…5月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…5月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉 申告期限…5月31日
- ★確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…5月31日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…5月31日

「100年企業」の特徴

日本は創業百年以上の企業が3万社以上もあり、世界一の長寿企業大国です。「百年企業」は、創業以来、幾多の経営危機や困難を乗り越えてきました。だからこそ、「長寿企業」なのです。

東日本大震災などが起きています。百年企業は、こうした危機的状況をすべて乗り越え、生き残っていくための知恵を蓄積してきました。▼老舗企業というと、代々引き継がれてきた经营理念や家訓を守る保守的なイメージがありますが、実際は変化への対応は速くて柔軟という特徴があります。いざというときには、伝統の枠を取り払って新たなことにチャレンジし続けることが、百年経営できる企業に共通している要素と言えます。